

発行所

株式会社 FFPシミュレーション

大阪市中央区平野町3-1-10 Tel:06-209-7678

編集発行人: 税理士 三輪 厚二 Fax:06-209-8145

有限会社から株式会社への変更と消費税

Q: 当社は創立5年目資本金300万円の有限会社ですが、株式会社へ組織変更し資本金も1千万円にする予定です。

ところで、資本金1千万円以上の法人については消費税の納税義務が免除されないそうですが、当社の場合はどうでしょうか。設立以来の課税売上高は3千万円以下で免税事業者となっています。

A: 前々事業年度の課税売上高が3千万円以下であれば、消費税の納税義務は免除されます。

【解説】

資本金等の額が1千万円以上である法人の設立2年間については、納税義務が免除されないこととする「事業者免税点制度の特例」が平成9年4月1日より適用されています。

この特例は、基準期間がない事業年度（一般には設立当初の2年間）について適用されますから、その事業年度の開始の日における資本等の金額が1千万円以上の法人であっても、基準期間の課税売上高が計算できる課税期間（一般的には設立後3年目以降の課税期間）からは、原則通りその基準期間の課税売上高が3千万円超であるかどうかにより納税義務を判定することになります。

ご質問のように、有限会社から株式会社へ組織変更した場合は、課税期間は組織変更前と後で区分せず継続して取り扱われます。したがって、ご質問の場合は、基準期間が存在することとなり、前々事業年度の課税売上高によって納税義務の判定が行われます。

